

# くまとりアーティストバンク実施要綱

## (目的)

第1条 くまとりアーティストバンク（以下「バンク」という。）は、熊取町にゆかりのあるアーティストの人材情報を集積・公開することでアーティストの発表機会の充実を図るとともに、熊取町文化ホールや各施設などで行う町主催事業等においてアーティストによる文化芸術公演を行うことで、住民の文化芸術に触れる機会を創出し、本町における文化芸術の振興を目的とする。

## (登録の要件)

第2条 バンクに登録ができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 登録希望者または登録希望者を構成する者のうち少なくとも1人が熊取町にゆかりのある者であること。
- (2) 楽器演奏、歌唱、伝統芸能、舞踊、演劇、舞台パフォーマンス等の芸術文化の表現活動を行う個人またはグループであること。
- (3) 熊取町及び熊取町民等の依頼に応じて公演やワークショップなどの活動が実施できること。
- (4) 登録希望者（グループにおいては、代表者）が満18歳未満の場合は、保護者の同意を得ていること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないもの。
- (6) 営利活動を目的としないもの。
- (7) 法令及び公序良俗に反しないもの。

## (登録の申請)

第3条 登録希望者は、くまとりアーティストバンク登録申請書（様式第1号）を熊取町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

- (1) 登録は随時受け付けるものとする。
- (2) 登録に係る手数料は無料とする。

2 委員会は、前条各号の登録の要件に該当しない場合、申請を受け付けない。

## (登録の通知)

第4条 委員会は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、くまとりアーティストバンク登録通知書（様式第2号）により、登録希望者に通知する。

## (登録の期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日を含む年度の末日までとする。

2 登録者から登録抹消の申出があった場合を除き、引き続き1年間の期間で自動的に登録を更新するものとする。

## (登録の公表)

第6条 登録者の情報は、くまとりアーティストバンク登録者一覧表等により、原則として公開する。ただし、登録者の申し出があった事項については、この限りでない。

## (登録者の処遇)

第7条 登録者の活動報酬は原則として無償とする。ただし、バンクを利用するものが、謝礼金を支払うことを妨げない。

## (登録内容の変更)

第8条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、委員会に速やかにくまとりアーティストバンク登録（変更・抹消）届（様式第3号）を提出しなければならない。

## (登録の抹消)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、委員会は登録を抹消する。

- (1) 登録者からくまとりアーティストバンク登録（変更・抹消）届（様式第3号）の提出により登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 登録申請の内容に虚偽の内容が認められたとき。
- (3) 第2条各号の登録要件に該当しなくなったと認められるとき。

- (4) 社会的信用を失墜するなど、登録者としてふさわしくないと委員会が認めるとき。
- (5) その他委員会が登録の抹消を適当と認めるとき。

#### **(利用の要件)**

第10条 バンクを利用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 熊取町もしくは委員会
- (2) 町内に在住もしくは在勤もしくは在学するもの
- (3) 前2号のほか、熊取町内の施設等でバンクを利用するもの

#### **(利用の申込)**

第11条 バンクの利用を申し込むもの（以下「申込者」という。）は、くまとりアーティストバンク利用申込書（様式第4号）を利用希望日の1月前までに委員会に提出するものとする。ただし、事業実施に関わる内容等については、登録者と申込者（以下「当事者」という。）で協議を行うものとする。

2 申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンクを利用することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (2) 営利活動を目的とするとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき。

3 バンクの利用料は無料とする。ただし、第1項ただし書きによる協議により経費が必要となった場合は、申込者が負担する。

4 委員会は、利用の要件を満たさない場合、申込書を受け付けない。

#### **(利用の承諾)**

第12条 委員会は、前条第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、くまとりアーティストバンク利用承諾書（様式第5号）により、申込者へ通知するとともに、登録者へくまとりアーティストバンク利用申込内容通知書（様式第6号）により通知する。

#### **(利用報告)**

第13条 申込者は、バンク利用終了後1月以内に、くまとりアーティストバンク利用報告書（様式第7号）を委員会に提出するものとする。

#### **(免責事項)**

第14条 バンクの利用にあたって、トラブルや損害等が生じたときは、当事者間で解決するものとし、委員会は一切責任を負わない。

2 この要綱の廃止又は第9条の規定による登録の抹消により生じた不利益又は損害について、委員会は一切責任を負わない。

#### **(事務局)**

第15条 くまとりアーティストバンクに関する庶務は、文化振興担当課が担当する。

#### **(その他)**

第16条 この要綱に定めるもののほか、運営に関しての詳細事項等必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、バンク登録に関する手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。